

仕様書

1 案件名称 生野区役所庁舎管理用 防犯カメラ一式 買入

2 設置場所 大阪市生野区役所（屋外）

※詳細は、別紙「防犯カメラ設置箇所」のとおり。

3 納入期限 令和8年9月10日

4 納品内容

項番	納品物品	数量
①	屋外用ハウジング付き防犯カメラ (録画装置一体型デイナイトカメラ) ※撮影装置及び録画装置等、必要な装置を一つのハウジング内に収めたもの またはハウジング一体型のもの。	1台
②	SDカード又はマイクロSDカード型の記憶メディア（メーカー推奨のもの） ※マイクロSDカード型の場合は、SDカード対応の端末（パソコン）でも確認が行えるようにマイクロSDカードアダプター（メーカー推奨のもの）を 1点付すこと。	2枚
③	表示プレート	1枚

5 仕様

①屋外用ハウジング付き防犯カメラ

- (1) レンズ一体型でポールや壁面に取付できる構造及び重量（8kg程度以内）であること。
- (2) 容易に破壊されない構造であり、カメラ設置後の画角調整が可能であること。
- (3) 撮像素子1/3型、インターライン転送方式CCD、CMOSまたはMOS相当で、鮮明な画像が得られること。
- (4) 有効画素数：120万画素以上
- (5) 最低被写体照度：0.5Lux以下（カラーモード）／0.1Lux以下（白黒）
- (6) 防塵・防水性：IEC規格IP66適合
- (7) ハウジングは容易にカメラや記憶媒体が取り出せない仕様（鍵・特殊ネジ等）になっていること。
- (8) 使用可能周囲温度：年間を通じて温度の変化等、環境の変化に耐えうること。
- (9) 録画サインランプ等により、ハウジング外面から、正常、異常の状態が確認できること（確認ランプを外付けし、可視化する対応でも可能であるが、防塵・防水性についても対策を講じること）。

- (10) プライバシーマスク機能を有すること。
- (11) 上記に指定されていない機能については、R B S S（防犯カメラ）共通機能（必須事項）に適合すること。
※ただし、R B S S（防犯カメラ）の共通機能（必須事項）のうち、「連続動作など」及び「画質と画像サイズとフレームレート」に関する機能については、事項から除くこととする。
※R B S S（防犯カメラ）の認定の有無は問わない。
- (12) 停電からの復電時に、停電前の状態に復旧する機能であること。
- (13) 設置にあたっては、材質の劣化しにくいもの（ステンレス製など）により落下等の危険性がないよう強固に取り付けること。
- (14) ネットワークへの接続は行わないため IP アドレスを有しないアナログカメラを想定しているが、ネットワークカメラでも可とする。

②録画装置（上記カメラと一体のもの）

- (1) 防犯カメラの映像は、録画装置内部の S D カード又はマイクロ S D カード型の記憶メディア（以下、記憶メディアとする）に保存できること。
- (2) 録画映像データは、保存解像度 1 2 8 0 × 9 6 0 以上で、1 つの記憶メディアにつき 7 日以上保存（常時録画を想定）ができること。
- (3) 古いデータから順次自動上書き録画ができること。
- (4) 上記記憶メディアについては、パスワード等によるセキュリティを施し、特定者のみが画像を確認できるようにすること。
- (5) 上記記憶メディアは納入時に防犯カメラ本体に装着させ、予備の記憶メディアは事業担当に納入すること。
- (6) 録画映像データは、上記防犯カメラから引き抜いた当該記憶メディアにて、通常のノートパソコンにおいて確認できるものとする。なお、防犯カメラの記憶メディアがマイクロ S D カード型の場合は、S D カード対応の端末（パソコン）でも確認が行えるようにマイクロ S D カードアダプター（メーカー推奨のもの）を付すこと。

③表示プレート

- (1) 設置箇所付近に、「防犯カメラ作動中」「大阪市生野区役所」と表示したプレートを既存のものを取り替えて設置すること。
- (2) サイズは幅 1 0 0 mm × 高さ 2 0 0 mm 以上とし、デザインについては契約締結後、事業担当と協議の上作成すること。
- (3) 材質は劣化しにくいもの（ステンレス製など）とし、設置にあたってはネジ等により落下等の危険性がないよう強固に取り付けること。

6 契約締結後から防犯カメラ設置までに行う作業

- (1) 受注者は、契約締結後 14 日程度以内に次の書面を事業担当へ提出し、内容について事業担当の承諾を得ること。書面の様式は問わない。
 - ①本件の担当者氏名、連絡先
 - ②完了までの作業計画書（工程表）
 - ③設置する防犯カメラの仕様が分かるもの（カタログ等）
- (2) 受注者は、防犯カメラ設置までに必要な各種手続きを行うこと。

7 防犯カメラ設置作業要件

- (1) 保安資機材を活用し保安要員を配置するなど、安全管理を徹底するとともに周辺地域住民等に十分配慮すること。
- (2) 防犯カメラ本体及びその他すべての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（取付金具等の接続部品等）については本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供すること。
- (3) 機器設置に際して、関係法令等を厳守し、従業員は統一の腕章または胸章等により、従業員であることが識別できるようにすること。
- (4) 設置箇所は、現行の防犯カメラの設置箇所とする。現行の防犯カメラについては、破損しないよう丁寧に取り外しのうえ、事業担当へ引き渡すこと。
- (5) 設置にあたっては、パスワード設定等のセキュリティ設定を行ったうえ設置することとし、パスワードの設定方法等については、契約締結後、事業担当と協議の上決定する。
- (6) 設置が困難な場合及び向きや形状は、別途事業担当と協議し、事業担当の指示に従って設置すること。
- (7) 技術的問題その他の理由により指定場所への設置が困難となる場合には、事業担当の指示により、設置箇所及び設置施設を変更する。なお、設置箇所又は設置施設を変更したことによる金額の変更は行わない。

8 機密保護

- (1) 受注者は本件で納入する防犯カメラは、不特定多数の個人の映像データを記録することが可能であり、そのデータ管理を厳格に行う必要があることをよく認識し、本件履行に際して使用する ID、パスワード等の管理は特に厳重に行うこと。
- (2) 受注者は設置完了後 ID、パスワード等の資料は破棄し、その旨を書面にて事業担当へ報告すること（書面の様式は問わない）。
- (3) 受注者は本件履行に際して得た情報に関しては、機密を保持し一切外部に漏らしてはならない。

9 保証

本件で納入した全ての製品の保証期間は履行確認後 1 年間とし、履行確認より 1 年以内に通常使用の範囲で故障・不具合があった場合には、受注者が無償で対応し、必要に応じて修理・交換を行うこと。

1 0 設置後の機能確認等

- (1) 機能確認は、設置後に実施すること。
- (2) 上記の機能確認後、設置した防犯カメラが撮影した画像写真（カラー）、外観写真、位置図、確認日を記載した「取付完了報告書」を事業担当へ提出すること。
- (3) セキュリティに係る設定内容（パスワード等）を、紙ベース及び電子データ（PDF）にて事業担当へ提出すること。
- (4) 設置した防犯カメラの機器取扱説明書を、紙ベース及び電子データ（PDF）にて事業担当へ提出すること。

1 1 注意事項

- (1) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。
- (2) 質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (3) 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (4) 「暴力団等の排除に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (5) 納入機器の運搬には、「グリーン配送に係る特記仕様書」に基づいたグリーン配送適合車を用いること。
- (6) 作業実施に必要な道具及び消耗品は、運搬も含め全て受注者の負担とする。
- (7) 設置にあたって諸物品若しくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- (8) 契約締結後、すみやかに単価のわかる内訳明細書を事業担当へ提出すること。
- (9) 納品物品は、すべて新品であること。また、数量を複数定めている物品については、同一製品で揃えること。
- (10) 入札金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。

1 2 事業担当

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号
生野区役所総務課
電 話：06-6715-9625
メール：to0001@city.osaka.lg.jp

<防犯カメラ設置箇所>

番号	設置場所	詳細	電源	備考
1	大阪市生野区勝山南 3-1-19	既設置箇所 (2～3m程度)	生野区役所	更新

※設置詳細図面については別紙「防犯カメラ設置イメージ図」のとおり。

<防犯カメラ設置イメージ図>

図 1 - 1



図 1 - 2

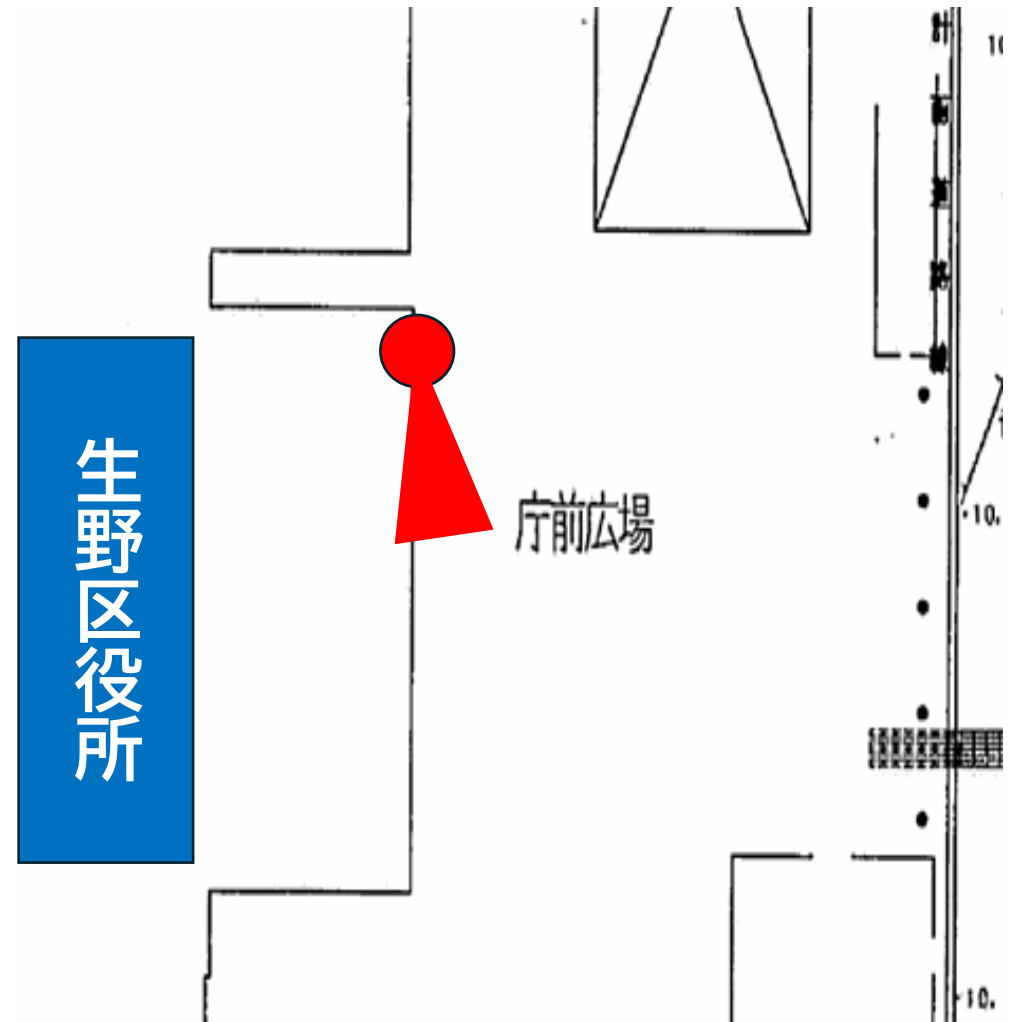


图 2



图 3



暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。